

令和 8 年(2026 年) 7 月 7 日
総 務 委 員 会 資 料
総 務 部 総 務 課

株式会社まちづくり中野 2 1 の経営状況を説明する書類の提出について

株式会社まちづくり中野 2 1 の経営状況等について、以下のとおり報告する。

- 1 第 2 2 期（令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 1 6 日まで）経営状況
「第 2 2 期 事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書」
のとおりに。
- 2 会社解散までの経緯
令和 6 年 1 0 月 1 1 日 中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地
再開発事業の施行認可申請取り下げ
令和 7 年 6 月 3 0 日 （仮称）中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地
再開発事業の事業推進に関する基本協定書の解除
7 月 3 0 日 区による 4 3 億円の追加出資、借入金の返済
9 月 5 日 区に対して土地・建物等を寄附
1 2 月 1 6 日 会社解散
- 3 残余財産の分配
株式会社まちづくり中野 2 1 は、会社法第 4 7 5 条の規定に基づき、令和 7
年 1 2 月 1 7 日から清算を開始している。区は清算終了に伴い、残余財産の分
配を受ける予定である。

第 22 期

自 2025 年 4 月 1 日
至 2025 年 12 月 16 日

事 業 報 告
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

事業報告

(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 12 月 16 日)

1. 株式会社の現況

(1) 営業の経過および成果

当社所有の中野サンプラザが立地していた区域で計画されていた第一種市街地再開発事業の施行認可申請が 2024 年 10 月 11 日に取り下げられ、2022 年 12 月 20 日付で締結した施行予定者との基本協定書も 2025 年 6 月 30 日に解除いたしました。このことにより、当社が計画していた「市街地再開発事業における権利変換時に転出して資産を売却」の計画は見直さざるを得なくなりました。

この状況への対応として、当社は、「新株発行による資金調達を実施し、金融機関への借入金の返済・抵当権の抹消、その後、土地・建物の中野区への寄附、会社解散」を選択しました。7 月 30 日には株主引受けにより普通株式を 86,000 株発行、4,300,000 千円を調達し、同日金融機関からの借入金元本 4,324,000 千円及び期間利子を返済しました。更に、9 月 5 日には寄附契約により中野区に土地・建物等の資産を寄附し、12 月 16 日開催の臨時株主総会にて、同日解散することを決議し、現在は清算株式会社に移行しています。

当事業年度における売上高は、中野サンプラザ閉館以降土地建物は閉鎖管理しており、建物北側駐車場スペースの賃貸事業による収入 3,781 千円のみとなりました。これに対し、施設維持管理経費、借入金利子、公租公課等の費用支出、更には、土地・建物等を寄附したことによる寄附損失 3,937,866 千円を特別損失として計上したため、税引前当期純損失は 4,090,590 千円となりました。

(2) 資金調達の状況

当社は令和 7 年 7 月 30 日に中野区を割当先とし普通株式 86,000 株を発行(払込金額は 1 株につき 50,000 円)しました。

(3) 設備投資の状況

建物の安全管理を徹底するため、仮囲い設置(21,905 千円)を行いました。

(4) 他の会社の株式の取得の状況

該当事項はございません。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2023 年 3 月期)	第 20 期 (2024 年 3 月期)	第 21 期 (2025 年 3 月期)	第 22 期 (2025 年 12 期)
売上高(千円)	456,000	231,189	7,167	3,781
経常利益又は 経常損失(千円)	84,015	(293,252)	(427,269)	(152,724)
当期純利益又は 当期純損失(千円)	68,695	239,229	(1,161,203)	(4,091,397)
1株当たり当期 純損失(円)	(30,077.64)	(30,199.04)	(82,354.86)	(67,729.39)
総資産(千円)	6,066,972	6,221,226	5,022,266	905,775
純資産(千円)	1,602,273	1,841,503	680,299	888,902

(注 1) 1 株当たり当期純損失は、各期の期中平均株式数に基づき算出しております。

(注 2) 経常損失、当期純損失、1 株当たり当期純損失については、() で示しております。

(6) 主要な事業内容

- ① 不動産の管理及び賃貸の事業
- ② 不動産の売買、交換、所有の事業

(7) 主要な事業所

本社 東京都中野区中野四丁目1番1号

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はございません。

(注) 2025 年 7 月 30 日に西武信用金庫から借り入れていた借入金元本 4,324 百万円を一括返済いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況

① 株式の状況

発行可能株式総数	普通株式	96,100 株
	甲種優先株式	4,000 株
	C 種優先株式	1 株
発行済株式の総数	普通株式	96,100 株
	甲種優先株式	4,000 株
	C 種優先株式	1 株

(注) 2025 年 7 月 30 日に普通株式 86,000 株を発行いたしました。

② 株主数 1 名

③ 大株主

【普通株式】

株主名	当社への出資状況		当社当該株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
中野区	96,100 株	96.0%	—	—

【甲種優先株式】

株主名	当社への出資状況		当社当該株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
中野区	4,000 株	4.0%	—	—

【C 種優先株式】

株主名	当社への出資状況		当社当該株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
中野区	1 株	—	—	—

(注) C種優先株式は議決権を有してはおりません。

(2) 会社役員の状況

地 位	氏 名	担当または主な職業
代表取締役社長	金 野 晃	元中野区副区長
取 締 役	栗 田 泰 正	中野区副区長
取 締 役	田 中 政 之	元中野区健康福祉部長
常 勤 監 査 役	遠 藤 由 紀 夫	元中野区都市政策推進室長
監 査 役	大 塚 孝 子	弁護士
監 査 役	戸 邊 眞	元中野区子ども教育部長、教育委員会事務局次長

(注) 監査役遠藤由紀夫、大塚孝子及び戸邊眞の各氏は社外監査役であります。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

永和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1,800 千円

4. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制(いわゆる内部統制システム)について、その基本方針を2006年5月26日の取締役会で決議し、2018年6月22日の取締役会でその一部を改定いたしました。なお、改定後の全文は以下のとおりであり、当社は、これらの体制について、今後も継続的に必要な見直しを行っていくこととしております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(法362条第4項第6号・施行規則100条第1項第4号)

当社の取締役及び使用人はコンプライアンスを遵守し、経営の重要な計画及び運営に関わる戦略などの意思決定は取締役会で充分審議し決定するとともに、監査役は法令並びに定款上の問題の有無を調査し、遵守状況の確認を行う。

- (2) 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制(施行規則100条第1項第1号)

代表取締役社長は「株主総会」・「取締役会」の議事録、稟議書等の重要な文書(電磁的記録含む)について法令及び「文書取扱規程」に基づき保存、管理する。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(施行規則100条第1項第2号)

代表取締役社長は、当社所有施設が24時間営業かつ不特定多数の者が出入りすること、ホテル・宴会を含み不特定多数の顧客を相手とした多様な業態を実施していることに鑑み、「危機管理」を経営上の重要課題であることと認識し、子会社であり、当社所有施設の運営会社である株式会社中野サンプラザとも常に迅速且つ適切な対応が取れるよう連絡・指示体制を確立するものとする。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(施行規則100条第1項第3号)

代表取締役社長は、取締役の職務の執行の効率化に関し、取締役会において中期経営計画及び年次経営計画を策定し、経営計画に基づいた具体的施策や目標達成状況の管理を行う。

- (5) 次に掲げる体制その他の当社並びに企業集団における業務の適正を確保するための体制(施行規則100条第1項第5号イ～ニ)

- (イ) 子会社の取締役等の業務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

代表取締役社長は、運営会社である株式会社中野サンプラザとの円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に連絡会議を開催し、経営方針の協議を行うと共に法令遵守や危機管理の状況等を確認するものとする。

- (ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、株式会社中野サンプラザが、24時間営業かつ不特定多数の者が出入りする業態であること、ホテル・宴会を含み不特定多数の顧客を相手とした多様な業態を実施していることに鑑み、株式会社中野サンプラザに、「危機管理」を経営上の重要課題であることと認識させ、常に迅速且つ適切な対応が取れるよう連絡・指示体制を確立させるものとする。

(ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、株式会社中野サンプラザの経営会議や取締役会において中期経営計画及び年次経営計画を策定させ、経営計画に基づいた各部門の具体的施策や目標達成状況の管理を行わせる。

(二) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、株式会社中野サンプラザの取締役及び使用人のコンプライアンス遵守を徹底させ、経営の重要な計画及び運営に関わる戦略などの意思決定を経営会議や取締役会で充分審議し決定させるとともに、株式会社中野サンプラザの監査役に、法令並びに定款上の問題の有無を調査させ、遵守状況の確認を行わせる。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立に関する事項(施行規則 100 条第 3 項第 1、2 号)

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その職務を補助すべき使用人として、監査役付を置くものとする。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、当該事項に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(施行規則 100 条第 3 項第 3 号)

監査役職務を補助すべき使用人は、監査役から命じられた職務に関して当該使用人の属する組織等の者の指揮命令を受けないものとする。

(8) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び子会社の取締役、監査役、使用人から報告を受けた者は、当社の監査役に報告するための体制(施行規則 100 条第 3 項第 4 号イ、ロ)

当社の取締役または使用人は、監査役に対して当社及び子会社である株式会社中野サンプラザに重大な影響を及ぼす恐れがある事項については速やかに報告する。子会社の取締役、監査役、使用人から当社あるいは子会社に重大な影響を及ぼす恐れがある事項について報告を受けた者は、当社の監査役に速やかに報告する。

(9) 当社の監査役会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制(施行規則 100 条第 3 項第 5 号)

当社は、当社の監査役に当該報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由とするいかなる不利益な取り扱いを行うことを禁止する。監査役は、当該報告を行った者が特定される事項については、取締役会等への報告義務を負わない。

(10) 当社の監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項(施行規則 100 条第 3 項第 6 号)

当社は監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(11)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(施行規則 100 条第 3 項 第 7 号)

監査役は重要な意思決定のプロセスの業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明をもとめることとする。また、監査役会は監査の実施にあたり、会計監査人と緊密な連携を保ち、監査の実効性を確保するものとする。

5. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制(いわゆる内部統制システム)についての基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当期における運用状況の概要は、以下の通りであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当期において、当社は取締役会を 5 回開催し、経営の重要な計画及び運営に関わる戦略などの意思決定は充分審議し決定いたしました。なお、取締役会は取締役 3 名で構成され、監査役も出席しております。監査役は法令並びに定款上の問題の有無を調査し、遵守状況の確認を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

当期に開催された「株主総会」・「取締役会」の議事録、稟議書等の重要な文書(電磁的記録含む)について法令及び「文書取扱規程」に基づき保存、管理されております。

(3) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会等重要会議に出席し、業務運営や課題、及び重大な影響を及ぼす恐れがある事項について報告を受けております。

(4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会等重要会議に出席し、取締役と常時意見交換できる体制となっております。また、監査役は稟議書等業務執行に係る重要な文書の閲覧を行うことなどにより、監査の実効性向上を図っております。監査役会は、会社計算規則に基づく会計監査人からの通知事項、意見交換や監査実施状況、及び半期決算毎の監査報告などを通じて、会計監査人の職務実施状況の把握・評価を行っております。なお、監査役会は 3 名で構成されております。

貸借対照表

(2025 年 12 月 16 日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	905,775	流動負債	16,872
現金及び預金	900,499	未払費用	130
貯蔵品	46	未払法人税等	16,665
未収消費税等	5,228	預り金	77
		負債合計	16,872
		(純資産の部)	
		株主資本	888,902
		資本金	2,650,000
		資本剰余金	2,567,842
		資本準備金	2,451,000
		その他資本剰余金	116,842
		利益剰余金	△4,328,939
		その他利益剰余金	△4,328,939
		繰越利益剰余金	△4,328,939
		純資産合計	888,902
資産合計	905,775	負債及び純資産合計	905,775

損益計算書

(2025 年 4 月 1 日から 2025 年 12 月 16 日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売上高		3,781
売上総利益		3,781
販売費及び一般管理費		195,300
営業損失		191,518
営業外収益		
受取利息・配当金	421	
雑収入	60,140	60,561
営業外費用		
支払利息	21,143	
雑損失	624	21,767
經常損失		152,724
特別損失		
資産寄附損失	3,937,866	3,937,866
税引前当期純損失		4,090,590
法人税、住民税及び事業税	806	
当期純損失		4,091,397

株主資本等変動計算書

(2025 年 4 月 1 日から 2025 年 12 月 16 日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本						純資産 合 計
	資本金	資本剰余金			利 益 剰余金	株 主 資 本 合 計	
		資 本 準備金	そ の他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰余金		
					繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	500,000	301,000	116,842	417,842	△237,542	680,299	680,299
当期変動額							
新株の発行	2,150,000	2,150,000	-	2,150,000	-	4,300,000	4,300,000
当期純損失	-	-	-	-	△4,091,397	△4,091,397	△4,091,397
当期変動額 合 計	2,150,000	2,150,000	-	2,150,000	△4,091,397	208,603	208,603
当期末残高	2,650,000	2,451,000	116,842	2,567,842	△4,328,939	888,902	888,902

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

II 貸借対照表に関する注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

III 損益計算書に関する注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式総数	普通株式	96,100 株
	甲種優先株式	4,000 株
	C 種優先株式	1 株

V 金融商品に関する注記

1.金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

2025 年 12 月 16 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時 価(*)	差 額
(1) 現金及び預金	900,499	900,499	-

(注) 現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

VI 1株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	3,590 円 56 銭
1 株当たり当期純損失	67,729 円 39 銭

監 査 報 告 書

2025 年 4 月 1 日から 2025 年 12 月 16 日までの第 22 期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、株式会社まちづくり中野 21 は 2025 年 12 月 16 日開催の臨時株主総会で解散し清算会社となっていますが、同日までは監査役会設置会社として 3 名の監査役で監査を実施していたこと、及び会計監査人設置会社として会計監査人が計算書類の監査を実施していたことを申し添えます。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026 年 3 月 11 日

株式会社まちづくり中野 21

常勤社外監査役 大 塚 孝 子 ㊞